



平成28年2月22日

各 位

会 社 名 応用技術株式会社
代表者名 代表取締役社長 船橋 俊郎
(コード：4356、東証JASDAQ)
問合せ先 管 理 部
役職・氏名 管理部長 浅野 伸浩
電話番号 06-6373-0440 (代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年2月22日開催の取締役会において、平成28年3月29日開催予定の当社第33期定時株主総会に、定款の一部変更を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号。以下、当該法律による改正後の会社法を「改正会社法」といいます。)が平成27年5月1日に施行され、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実という観点から、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、当該移行のために、所要の変更を行うものであります。(変更案第4条ならびに第4章、第5章(現行定款第5章の削除を含む。)、第6章及び附則の規定)
- (2) 株主総会の招集者及び議長について、柔軟な対応を可能とするため、所要の変更を行うものであります。(変更案第12条)
- (3) 改正会社法によって、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されました。これに伴い、業務執行取締役等でない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、所要の変更を行うものであります。なお、当該定款変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。(変更案第19条)
- (4) その他、上記の各変更に伴う章数及び条数の変更ならびに条文の移設等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成28年3月29日(火)
定款変更の効力発生日	平成28年3月29日(火)

以 上

(別紙)

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p><u>(2) 監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第5条～第11条 (条文省略)</p> <p>(招集者及び議長)</p> <p>第12条 <u>株主総会の議長は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第13条～第15条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 <u>取締役及び取締役会</u></p> <p>(員 数)</p> <p>第16条 当社の取締役は15名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第17条 取締役は、株主総会において<u>選任する。</u></p> <p style="text-align: center;">2～3 (条文省略)</p> <p>(任 期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p><u>(2) 監査等委員会</u></p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第5条～第11条 (現行どおり)</p> <p>(招集者及び議長)</p> <p>第12条 <u>当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により代表取締役が招集し、その議長となる。また、議長となるべき代表取締役に指名された者は当該代表取締役に代わり議長となることができる。</u></p> <p><u>2 議長となるべき代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>第13条～第15条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役</p> <p>(員 数)</p> <p>第16条 当社の<u>監査等委員である取締役以外の取締役</u>は15名以内とする。</p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役は4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第17条 <u>取締役の選任は、株主総会において、監査等委員である取締役以外の取締役と監査等委員である取締役を区別して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">2～3 (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第18条 <u>監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までと</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>する。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
(新設)	<p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
(新設)	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第19条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
(新設)	<p>2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>
(新設)	<p>(報酬等)</p> <p>第20条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</u></p>
(新設)	<p>2 <u>取締役の報酬等は、監査等委員である取締役以外の取締役と監査等委員である取締役を区別して定める。</u></p>
(新設)	<p style="text-align: center;"><u>第5章 取締役会</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第19条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 <u>取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>3 (条文省略)</p>
(業務執行)	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 <u>取締役会は、監査等委員である取締役以外の取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</u></p> <p>2 <u>取締役会は、その決議によって、監査等委員である取締役以外の取締役の中から取締役社長1名、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>3 (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p>

現行定款	変 更 案
<p><u>務を分掌する。</u></p> <p>2 <u>取締役会長又は取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い他の取締役が取締役会長又は取締役社長の職務を代行する。</u></p> <p>(取締役会)</p> <p><u>第21条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集する。</p> <p>2～3 (条文省略)</p> <p>4 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>5 取締役会及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>6 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p><u>第22条</u> 当社は、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p>	<p>(削除)</p> <p>(取締役会)</p> <p><u>第22条</u> (現行どおり)</p> <p>2～3 (現行どおり)</p> <p>4 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>5 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>6 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p><u>第23条</u> 当社は、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第23条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>(報酬等)</p> <p><u>第24条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<u>(退職慰労金)</u>	(削除)
第25条 <u>取締役の退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。</u>	(削除)
<u>第5章 監査役及び監査役会</u>	
<u>(員数)</u>	(削除)
第26条 <u>当社の監査役は4名以内とする。</u>	(削除)
<u>(選任方法)</u>	(削除)
第27条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u>	(削除)
2 <u>監査役を選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	(削除)
<u>(任期)</u>	(削除)
第28条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>	(削除)
2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	(削除)
<u>(監査役会)</u>	(削除)
第29条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>	(削除)
2 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>	(削除)
<u>(常勤の監査役)</u>	(削除)
第30条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>	(削除)
<u>(監査役の責任免除)</u>	(削除)
第31条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、 任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>	(削除)
2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、 社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、 100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が</u>	(削除)

現行定款	変更案
<p align="center"><u>規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	
<p>(報酬等)</p>	<p align="center">(削除)</p>
<p><u>第32条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	
<p>(退職慰労金)</p>	<p align="center">(削除)</p>
<p><u>第33条 監査役の退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	
<p align="center">(新設)</p>	<p align="center"><u>第6章 監査等委員会</u></p>
<p align="center">(新設)</p>	<p align="center"><u>(常勤の監査等委員)</u></p>
<p align="center">(新設)</p>	<p><u>第24条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員若干名を選定することができる。</u></p>
<p align="center">(新設)</p>	<p align="center"><u>(監査等委員会)</u></p>
<p align="center">(新設)</p>	<p><u>第25条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p align="center">(新設)</p>	<p><u>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p align="center">(新設)</p>	<p><u>3 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p align="center">第6章 計算</p>	<p align="center">第7章 計算</p>
<p><u>第34条～第37条</u> (条文省略)</p>	<p><u>第26条～第29条</u> (現行どおり)</p>
<p align="center">(新設)</p>	<p align="center"><u>(附則)</u></p>
<p align="center">(新設)</p>	<p><u>第33期定時株主総会の終結前の行為に関し、当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

以 上